

名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園主屋他活用改修基本設計等業務仕様書(案)

1 委託業務名

名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園主屋他活用改修基本設計等業務

2 目的

「九年庵(旧伊丹氏別邸)」は、佐賀の大実業家・伊丹家によって明治時代に築かれた別邸・庭園で、モミジと苔庭、数寄屋造の建造物が周囲の自然と調和した価値ある文化財として国の名勝に指定されており、その価値を多くの県民に触れ親しんでもらうため、これまで春の新緑、秋の紅葉の時期に期間限定で一般公開を実施している。しかし、老朽化等の問題から庭園内建造物内部の公開・活用はできておらず、公開範囲は庭園の一部に留まるなど限定的であり、県民が九年庵の本質的価値を十分に享受できていない状況にある。

本業務は九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園の主屋他の活用のために、必要な改修と整備のための基本設計等を行うことを目的とする。

3 履行期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日(水曜日)まで

4 履行場所

佐賀県政策部(佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号)

九年庵(佐賀県神埼市神埼町の字仁比山)

5 業務の内容

受託者は基本設計図書作成に伴う与条件を把握し、各種設計条件について整理する。対象建物は、主屋、門、物置、ボイラー棟とする。

(1) 打合せ協議

発注者との協議、加えて、文化庁等指導機関及び本事業に関係する委員会等への情報提供

(2) 耐震診断・耐震補強案作成

別途令和7年度「名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園主屋他活用改修実測調査及び図面作成等業務」で作成した図面を基にボイラー棟及び物置の耐震診断を行い、大地震動時の耐震性能を確認する。対象建物は、国の指定する名勝庭園の構成要素であるため、文化庁文化財部『重要文化財(建造物)耐震診断指針』に従って耐震診断を実施する。

診断方法は、ボイラー棟では、一般財団法人日本建築防災協会『既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準』の二次診断にて耐震診断を行う。耐震診断にあたっては、目視による劣化調査、コアによる強度調査、中性化調査、壁配筋の斫り調査を行う。

物置については、立体フレームモデルを用いた等価線形化法にて大地震動時の安全性を確

認する。

それぞれの耐震診断の結果、耐震性能が不足する場合には、文化財的価値と利活用を考慮し、耐震補強のための案を作成するか、文化財的価値を継承した改修を行うかを判断し、耐震補強案又は活用整備工事改修案を策定する。

(3) 保存修理工事基本設計

別途令和7年度「名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園主屋他活用改修実測調査及び図面作成等業務」で作成した破損図を基に、主屋、門、物置、ボイラー棟を対象とした耐震及び防災工事と不可分な保存修理工事の基本設計図書を作成する。

(4) 耐震補強工事基本設計

別途令和7年度「名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園主屋他活用改修実測調査及び図面作成等業務」及び(2)で作成した耐震補強案を基に、主屋、門、物置、ボイラー棟を対象とした耐震補強工事の基本設計図書を作成する。

(5) 防災工事基本設計

現地調査の上、放水銃等の消火設備、自動火災報知設備、避雷設備等の検討を行い、防災工事の基本設計図書を作成する。

(6) 活用整備工事基本設計

別途令和7年度「名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園主屋他活用改修実測調査及び図面作成等業務」で整理した順守すべき関係法令及び活用方針を基に、必要に応じて複数の比較案を作成することも含め、建築基本設計図書及び設備基本設計図書を作成する。

(7) 仮設計画・工事計画・工事費積算

(3)から(6)で作成した各種基本設計図書を基に、仮設・工事計画図の作成、工程表の作成、建築工事の概算算出、設備工事の概算算出を行う。

6 業務遂行上の留意事項

(1) 既存の計画との内容の整合性

本業務の遂行にあたっては、令和4年度に策定した「名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園保存活用計画」及び令和5年度に策定した「名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園整備基本計画」の内容を考慮したうえで業務を実施すること。

(2) 文化財の保存と活用に必要と思われる事項については特に留意すること。

7 打ち合わせ及び協議録

本業務の円滑かつ適正な業務遂行のため、打ち合わせを原則として次のとおり行い、その内容については、記録を作成すること。

当初:業務着手時

業務中間時:3回程度

最終:成果品納入時

8 資料等の貸与及び返還

- (1) 受託者は、業務上必要な図面及び資料等を佐賀県に貸与を求めることができる。
- (2) 佐賀県は、受託者から貸与を求められた図面及び資料等について、業務上必要と認められた場合は、これを貸与するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された図面及び資料等については、業務完了時まで責任を持って佐賀県に返還するものとする。

9 成果品

- (1) 業務報告書 2部

打ち合わせ記録簿を含む

- (2) 成果を示す以下の図面等

- ・耐震診断結果及び補強案策定報告書
- ・保存修理工事基本設計図書。それに係る現地調査報告書
- ・耐震補強工事基本設計図書
- ・防災工事基本設計図書。それに係る現地調査報告書
- ・建築基本設計図書及び設備基本設計図書。それに係る現地調査報告書
- ・仮設・工事計画図、工程表、建築工事概算、設備工事概算算出。それに係る現地調査報告書

- (3) 電子媒体(報告書及び図面等の電子ファイルをCD-R等に記録したもの) 2部

- (4) 紙媒体(報告書及び図面等をプリントアウトしたもの) 2部

10 検査

- (1) 受託者は、作業の進捗に合わせて佐賀県による点検を随時受け、修正を要する箇所は佐賀県の指示により修正する。
- (2) 受託者は業務完了後、検査確認申請書を提出し、佐賀県から検査を受けること。

11 成果品納入場所

佐賀県政策部 (〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号)

12 仕様書の変更

- (1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、発注者・受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者・受託者協議の上、決定するものとする。

13 その他

(1) 守秘義務事項

ア 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

イ 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。

ウ ア、イの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(2) 受託者が本業務により新たに制作したデータや写真、イラスト、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）、意匠権等は佐賀県に帰属するものとし、佐賀県がこれらの制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、受託者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。ただし、受託者が単に使用する場合には、佐賀県と協議するものとする。

(3) 制作物の中に、佐賀県・受託者以外の第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。

(4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(5) 受託者の責に帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。

(6) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し最新の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。

ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。

イ 受託業務目的以外の利用の禁止

ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止

エ 業務従事者による個人情報保護の誓約

オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化

(7) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。

(8) 業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとする。